

福祉の里センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第43号

福祉の里センター条例の一部を改正する条例

福祉の里センター条例（平成4年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条、第6条関係）				別表第1（第2条、第6条関係）			
施設名		多目的ホール 会議室 研修室 大広間 宿泊室		施設名		多目的ホール 会議室 研修室 大広間 <u>工芸室</u> 宿泊室	
別表第3（第6条関係）				別表第3（第6条関係）			
区 分	単 位	会議室等の利用料 金の上限額	附属の設備の利用料 金の上限額	区 分	単 位	会議室等の利用料 金の上限額	附属の設備の利用料 金の上限額
[略]			[略]	[略]			[略]
大広間3	[略]			大広間3	[略]		
<u>工芸室</u>	<u>1時間までごとに</u>					<u>310</u>	
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、平成22年11月1日から施行する。